平成２７年（フ）第５８０号
静岡市清水区杉山388番地の１
破産者　石塚　裕康
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０号
静岡県掛川市青葉台775番地の32（開始決定時の住所　静岡県掛川市下垂木1808番地の15）
破産者　寺田　　尚
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
愛知県豊橋市飯村町字南池上48－４　Ｌｅｂｅｎ－ｈｅｉｍ南池上101号室、開始決定時の住所愛知県西尾市戸ケ崎３－５－２　レオパレスＳＡＫＵＲＡ105
破産者　木下　　晃
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３号
愛知県安城市日の出町３番８号　ＴＹ日の出町ハイツＢ、前住所愛知県安城市錦町２番16号　祐和荘202
破産者　坂下　優介
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
愛知県安城市東端町向山12番地14
破産者　安藤　光徳
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
愛知県知立市牛田２丁目72番地１　サルーテサーノ201号
破産者　西谷　正法
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
兵庫県明石市大道町１丁目５番５号　若草ハイツ303号、前住所兵庫県明石市松江192番地サンプレタ大畑203号
破産者　櫻本　茂樹
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
広島市安佐北区可部南５丁目13番14―303号
破産者　品川　清司
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４７３号
札幌市清田区平岡公園東10丁目11番７号、開始決定時の住所札幌市西区八軒３条西２丁目９番11号
破産者　宮本　　勲
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９４号
北海道江別市大麻元町178番地の36　山崎方
破産者　内山　　實
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６３号
仙台市青葉区西花苑２丁目21番７号、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番10―1103号
破産者　芳賀　恒男
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
秋田市仁井田栄町12番21号
破産者　照井　孝子
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
神奈川県伊勢原市石田796番地の１　日神パレステージ愛甲石田フォレスト209号
破産者　大川　千里
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４７６９号
大阪市旭区中宮５丁目８番13号　プレステージ中宮　301
破産者　桑木野茂治
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５３号
大阪府富田林市小金台４丁目２番３―202号
破産者　梶　　一夫
１　決定年月日　平成28年９月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
青森市大字大野字前田65番地49　メゾンド・カナディアンＫ　Ｃ―101号
破産者　中尾　千佳
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
長野県佐久市野沢326番地５　エスポア野沢Ⅱ　301号室
破産者　清水　良栄
１　決定年月日　平成28年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部